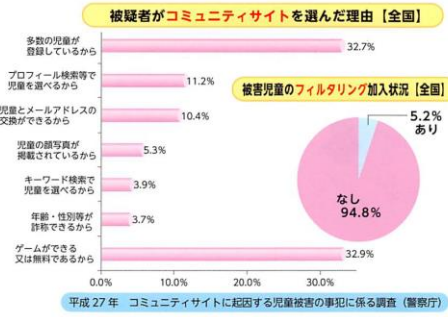


知っていますか？ 子どもの携帯電話！

～携帯電話のフィルタリングについて～

1 はじめに

携帯電話は、家族・友達との連絡手段として利用するほか、インターネットから必要な情報を入手するツールとして、子どもたちにとって必要不可欠なものとなっています。そのような状況の中、子どもたちが携帯電話から「SNS」、「ゲームサイト」、「掲示板」等にアクセスして、悪意のある人と連絡を取ってしまったために、事件やトラブルに巻き込まれるケースが増えています。



2 フィルタリングサービスとは

未成年者に見せたくない有害サイトを携帯電話から閲覧できないようにするサービスのことで、**携帯電話・PHS会社が無料で提供しており**、大きく分けて「ホワイトリスト方式」と「ブラックリスト方式」の2種類があります。

○ホワイトリスト方式とは

携帯電話会社が審査した無害なサイトだけの閲覧を許可して、それ以外のサイトへのアクセスを遮断します。
※有害サイトにアクセスできる可能性は極めて低いが、閲覧できるサイトの数が少ないことが特徴。

○ブラックリスト方式とは

有害サイト審査会社が作成したブラックリストに登録されているサイトを遮断して、それ以外のサイトへのアクセスを許可します。
※ホワイトリスト方式に比べ閲覧できるサイト数は多くなるが、ブラックリストに登録されるまでの間は、有害サイトへアクセスできてしまうことが特徴。



3 スマートフォンは特に注意が必要です！

最近、多くの人々が利用しているスマートフォンは、まるで小型のパソコンと言えるほど、多機能かつ高性能であり、大人だけでなく子どもたちの利用も増えてきました。その反面、スマートフォンを狙ったコンピュータウイルスが世界的に蔓延しており、そのウイルスに感染してしまうと情報漏えいなどの被害を引き起こしてしまうため、**スマートフォンのセキュリティ対策は必須です。**また、スマートフォンのWi-Fi接続機能（無線LAN接続機能）を利用すると、自宅や会社などの無線LANを介してインターネットを利用することができますが、その際には多くの場合で**携帯電話回線のフィルタリング機能が働かず、子どもたちが有害サイトを閲覧できる可能性があるため、フィルタリングアプリ等を導入する必要があります。**※フィルタリングやセキュリティ対策の詳細については、お近くの携帯電話ショップへお問い合わせ下さい。



4 おわりに

フィルタリングサービスは万能ではないため、すべての有害サイトを遮断することはできません。

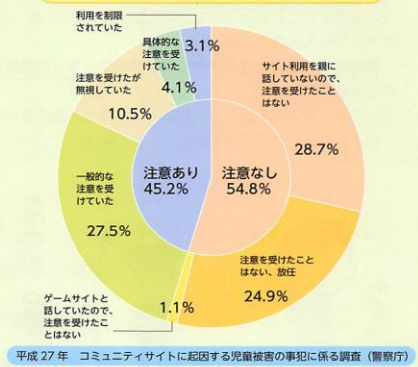
大切なことは、保護者の方がインターネット利用における危険性やマナーなどを把握した上で、その内容を子どもたちに正しく理解させ、子どもたちが自分自身で判断できるように導く必要があります。

その一つの手段として、「親子で携帯電話利用時のルールを作る」ことは効果的です。

親子でのルール作りのポイント

- 親子で話し合って決める
 - ・一方的に押しつけないように注意
- 定期的にルールを見直す
 - ・子どもの発達に応じたルール作成
- ルールの変更を勝手に行わない
 - ・一方的なルールの変更は逆効果
- ルールを破った場合はペナルティを与える
 - ・厳しすぎると逆効果になるので注意
 - ・ペナルティを与えた後は親子で話し合い、ルール改正を検討

保護者による携帯電話利用に関する指導状況【全国】



※【参考】フィルタリング情報ページ 一般社団法人電気通信事業者協会
アドレス <http://www.tca.or.jp/mobile/filtering.html>

ネットゲームに潜む危険性！

テレビゲームと違い、ネットゲームはインターネットで多くの相手と競い合うことができるため、パソコンや携帯電話の普及も追い風となり、多くの方が利用しています。

その反面、不正アクセスや詐欺などの犯罪の被害を受けることがあり、安全に利用するためには次のことに注意しましょう。

1 不正アクセスに注意しましょう！

ネットゲーム上で他人のアイテムを盗むために、他人のID・パスワードを無断で使用する「不正アクセス」を行う者がいます。不正アクセスの被害を受けないために、次の点に注意しましょう。

- ・ **パスワードを他人に教えたり、貸したりしない。**
- ・ **わかりやすいパスワードを使わないようにする。**
※ 自分の名前や誕生日などの簡単に見破られるパスワードは使わないで下さい。
- ・ **パスワードを定期的に変更する。**
- ・ **他人のIDやパスワードを許可なく使わない！**
- ・ **ワンタイムパスワード（使い捨て）を使用する。**
※ ゲーム会社によっては、不正アクセスの被害を受けにくいワンタイムパスワードを利用することができますので、確認して利用できる場合は利用しましょう。



2 ネットゲームのアイテムを売り買いしない！

ネットゲームのアイテムを現実のお金で売り買いするRMT（リアルマネートレード）をしたところ、「お金だけ取られてアイテムを譲ってもらえなかった。」「アイテムを渡したのに代金を支払ってもらえなかった。」といったトラブルに遭うことがあります。

RMTは多くのネットゲーム会社の利用規約で禁止されている行為です！アイテムの売買は行わないで下さい。

また、ネットゲーム上のアイテムは原則として財産的価値はないため、これをだまし取られても詐欺罪に該当しないこともありますので注意して下さい。

3 トラブルに巻き込まれたら

トラブルに巻き込まれた場合は、まずネットゲームの運営会社に相談してみましょう。

運営会社より、「不正アクセス」や「詐欺」などの犯罪の可能性があると言われた場合は、警察へ相談して下さい。

警察の相談窓口

- ・ 警察本部警察安全相談窓口
TEL 098-863-9110(又は、プッシュ回線等から#9110)
- ・ 各警察署の警察安全相談窓口



架空請求に注意！

～身に覚えのない請求の対処法について～

最近「電子メールが届き、サービス利用代金等として数万円を請求された。請求された行為については身に覚えがないがどう対応すればよいだろうか。」という架空請求の相談が再び増えています。

これらの料金請求は、全く根拠がなく無差別に請求を行っているものですので、この種の電子メールが届きましたら、心配することなく、次の対処法を参考にしてください。



対処法

- 使ったことがないのであれば、当然のことですが料金を支払う義務はありません。納得できない料金請求については、安易に支払うことなく毅然と対応しましょう。
 - ・ 一度支払ってしまうと、次々と請求が来る可能性があります。
 - ・ 対処法について不明な点があれば、**県民生活センター**や**警察**へ相談してください。
- 業者に対しては、不用意に**氏名・住所・電話番号等の個人情報**を知らせないようにしましょう。
 - ・ 正当な請求なら、このような情報を知った上で請求を行っているはずですが。
 - ・ 業者へ連絡をしないことも重要です。
- 架空請求に対し料金を支払ってしまった場合や、「支払わなければ危害を加える」等の脅迫を受けた場合には、**所轄の警察署まで通報**してください。

参考情報

悪質な「利用した覚えのない請求」が横行しています（国民生活センター）
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/twoshotto.html

警察の相談窓口

- ・ 警察本部警察安全相談窓口
TEL 098-863-9110(又は、プッシュ回線等から#9110)
- ・ 各警察署の警察安全相談窓口